

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

3 月分

No.	案 件 名 称	工事種目	工 事 場 所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	工業用水道 城東北部幹 線(毛馬橋水管橋)500mm 配水管修繕工事)	鋼管工事	北区長柄東2 丁目	ヤマトガワ(株)	2,916,000	平成30年3月5日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第5 号	K8	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

工業用水道 城東北部幹線(毛馬橋水管橋)500mm 配水管修繕工事

2 契約の相手方

ヤマトガワ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、北区長柄東 2 丁目 9 番の大川に架かる、工業用水道 城東北部幹線(毛馬橋水管橋)500mm 橋梁添架管(鋼管)の漏水修繕工事を行うものです。

今回の漏水は平成 30 年 2 月 22 日に通報があり、橋梁下の河川側から現地調査を行ったところ、毛馬橋のコンクリート製橋台内から出水していることが確認されました。

漏水した水は河川側へ流れていましたが、橋台背面の道路が陥没する危険の他、当該管路の直近に位置するガス事業者の基幹管路(中圧管 600 mm)への、サンドブラスト現象による管路損傷の恐れもあったことから、緊急断水を実施し、そのバックアップとして巽配水場からの上水による送水応援を行いました。

翌 23 日に漏水箇所特定のため橋台の道路側から掘削調査を行いました。河川側と同様に橋台内から出水していることが確認されました。このことから、漏水箇所はコンクリート製の橋台内部であることがほぼ特定できましたが、修繕にあたり橋台を取り壊すことはできず、管内面からの修繕を別途検討することとなりました。

城東北部幹線は柴島浄水場から工水城東浄水場(現在は配水地として機能している)へ送水している管路で、大阪市東部の工水需要をまかなっていますが、今回の事故による断水では、唯一のバックアップ方法である、巽配水場からの上水による送水応援で需要家への供給を確保しています。

しかしながら、需要家からは、上水に含まれる塩素が製品製造の過程で著しく支障となることから、製造を中止しているとの苦情が寄せられており、長期化することにより多額の補償を求められる可能性が考えられます。また、上水による応援は、供給単価の面から当局にも損害があることから、早期に復旧する必要があります。

これらの状況から、修繕工事の実施には期間を設けて入札に付すことは適当でなく、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要領(昭和 39 年 9 月 28 日局長決)」の「1(1)鉄管破裂、漏水事故その他給水の確保のため必要とするもの」に該当すると判断し、急施工事として施行します。

本工事の業者選定については、過去 15 年で当局発注の鋼管漏水修繕工事の施工実績があるもの(8 者)に問い合わせを行い、上記業者から迅速かつ最も低い価格で対応できるとの回答を得ました。

このことから、本工事の目的である迅速な修繕工事を最も低い価格で実現できるのは、上記業者が唯一となります。

よって、上記業者と契約を締結します。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

- 5 担当部署
水道局工務部配水課（電話番号 06-6616-5574）